

証券コード：7167



常陽銀行



足利銀行

第9期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

常陽銀行 本店8階会議室
茨城県水戸市南町二丁目5番5号

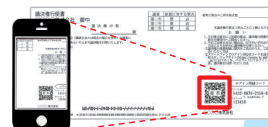
第9期定時株主総会会場は、水戸市の常陽銀行本店となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

■ 決議事項

議 案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）7名選任の件

議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQRコード®を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。



詳しくはP4へ

ごあいさつ



取締役社長
秋野 哲也

取締役副社長
清水 和幸

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化などに伴う地域経済の縮小懸念に加え、他業態も含めた競争激化や世界経済の不確実性の高まりが見られる一方で、長期にわたる超低金利政策からの転換が進みつつあることで収益改善への期待も高まっています。

こうした中、当社グループは、「長期ビジョン2030」の実現に向けた第2フェーズとして、本年4月からの3年間を「持続的成長に向け、進化を加速する期間」と位置づけた「第4次グループ中期経営計画」をスタートさせ、「社会課題解決戦略」「事業ポートフォリオ戦略」「経営基盤強靱化戦略」の3つの基本戦略のもと、諸施策を展開してまいります。

取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、当社グループがこれまで取り組んできたコンサルティングサービスの強化、金融サービスにとどまらない課題解決の提供への取り組みにいっそうの磨き上げを図り、経営基盤を強靱化しつつ、資本収益性を高めることで、社会的価値・経済的価値双方の創造による企業価値の向上を図り、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を目指してまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、グループの創意を結集し、地域のゆたかな未来の創造に向けて邁進する所存でございますので、一層のご厚誼ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月吉日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

取締役社長 秋野 哲也

取締役副社長 清水 和幸

(証券コード 7167)
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株主各位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
株式会社めぶきフィナンシャルグループ
取締役社長 秋野 哲也

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集のご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますのでご覧ください。

当社ウェブサイト（株主総会）

(<https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/stock/generalmeeting.html>)



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）「めぶきフィナンシャルグループ」又はコード「7167」をご入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



敬 具

記

1. 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 常陽銀行 本店8階会議室 (当社の水戸本社所在地である水戸市を株主総会の開催場所としております。 ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。)
3. 目 的 事 項	● 報告事項 1. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 ● 決議事項
	議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

今回の株主総会での中継会場の設置、及びご出席の株主さまへのお土産の用意はございません。
何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

4. 議決権行使等についてのご案内

 株主総会ご出席による 議決権行使 当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>2025年6月24日(火) 午前10時 (受付開始 午前9時)</td> </tr> </table>	開催日時	2025年6月24日(火) 午前10時 (受付開始 午前9時)	 郵送による 議決権行使 同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお同封の記載面保護シールをご利用ください。 <table border="1"> <tr> <td>行使期限</td> <td>2025年6月23日(月) 午後5時到着分まで</td> </tr> </table>	行使期限	2025年6月23日(月) 午後5時到着分まで	 インターネット等による 議決権行使 次頁を参照のうえ、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」「QRコードを読み取る方法」のいずれかの方法により行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。 <table border="1"> <tr> <td>行使期限</td> <td>2025年6月23日(月) 午後5時まで</td> </tr> </table>	行使期限	2025年6月23日(月) 午後5時まで
開催日時	2025年6月24日(火) 午前10時 (受付開始 午前9時)							
行使期限	2025年6月23日(月) 午後5時到着分まで							
行使期限	2025年6月23日(月) 午後5時まで							

詳細は次ページを参照ください

- (1) 重複行使の取扱い
議決権行使書面の郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
また、インターネット等で複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) 書面交付制限事項について
 - A. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、下記①から③までの事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。
 - B. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 株主総会当日の様式について総会終了後（当日17:00～予定）に当社ウェブサイトにて配信を予定しております。配信に関するお問合せにつきましては下記までお願いいたします。
株式会社めぶきフィナンシャルグループ 経営管理部総務G 電話029-233-1151（受付時間 平日9:00～17:00）

当社ウェブサイト <https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/stock/generalmeeting.html>

以上

- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主さまに委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。（ただし、お体の不自由な株主さまの同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等はご入場いただけます。）
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまの負担となります。

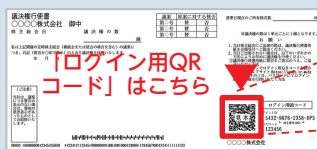
2 インターネット等による議決権行使方法について

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

QRコードを読み取る方法



議決権行使書用紙 (右側)

！ スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になります。

同封の議決権行使書副票 (右側) に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の報酬・選任について客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置しており、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、社外取締役（子銀行の社外取締役を含みます。）が過半数を占めるとともに、委員長を社外取締役としております。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会において、取締役会の諮問機関であるコーポレート・ガバナンス委員会の審議に参加した監査等委員（社外取締役）からの報告を受け、本議案の内容を協議した結果、特に指摘する事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位及び担当	取締役会への出席状況 (2024年度)
1	あきの 秋野 哲也	再任	取締役社長（代表取締役）	100% 12回/12回
2	しみずの 清水 和幸	再任	取締役副社長（代表取締役）	100% 12回/12回
3	おのの 小野 利彦	再任	取締役 経営企画担当（経営企画部）	100% 12回/12回
4	おおつかひろきの 大塚 浩樹	新任	—	—
5	とばよしの 鳥羽 吉嗣	再任	取締役	100% 10回/10回 (注)
6	とづかしょういちろうの 戸塚 正一郎	新任 社外 独立	—	—
7	しゅのよしの 朱 純美	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	100% 12回/12回

(注) 鳥羽吉嗣氏（候補者番号5）は2024年6月26日当社取締役就任につき、就任以降の取締役会への出席状況を記載しております。



1 **あきの 野 哲也** 1963年5月23日生

所有する当社の株式の数：147,389株

再任

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	株式会社常陽銀行 入行	2017年 6 月	当社 経営企画部統括部長
2006年 3 月	同 経営管理部付		株式会社常陽銀行 執行役員
2008年 6 月	同 営業統括部次長		経営企画部長
2011年 6 月	同 営業統括部副部長	2018年 6 月	当社 取締役（経営企画担当）
2012年 6 月	同 下妻支店長		株式会社常陽銀行 常務取締役
2013年 6 月	同 リスク統括部長	2020年 6 月	同 取締役常務執行役員
2015年 6 月	同 人事部長	2022年 4 月	同 取締役頭取（現任）
2016年 6 月	同 執行役員 人事部長	2022年 6 月	当社 取締役社長（現任）
2016年10月	当社 経営管理部担当部長		

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

2018年6月より当社取締役及び常陽銀行常務取締役、同取締役常務執行役員、2022年4月より常陽銀行取締役頭取、2022年6月より当社取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、同義です。）候補者となりました。



2 **し みず かず ゆき** 1961年9月11日生

所有する当社の株式の数：143,498株

再任

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月	株式会社足利銀行 入行	2015年 4 月	株式会社足利ホールディングス
2004年10月	同 財務企画本部チーフマネージャー		執行役 経営企画部長
2006年 6 月	同 企画室長		株式会社足利銀行 常務執行役
2008年 6 月	同 総合企画部長	2016年 6 月	同 常務取締役
2008年 7 月	株式会社足利ホールディングス	2016年10月	当社 取締役（経営管理・リスク
	経営企画部長（兼務）		管理・情報セキュリティ担当）
2009年 1 月	株式会社足利銀行 栃木支店長	2017年 6 月	同 取締役（地域創生担当）
2010年 6 月	同 宇都宮中央支店長	2018年 6 月	株式会社足利銀行 専務取締役
2012年 4 月	同 執行役員 営業推進部長	2019年 6 月	当社 執行役員（地域創生担当）
2012年 6 月	同 執行役員 営業企画部長	2020年 6 月	同 取締役副社長（現任）
2014年 4 月	株式会社足利ホールディングス		株式会社足利銀行 取締役頭取
	執行役 経営管理部部長		（現任）
	株式会社足利銀行 執行役		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

2014年4月に足利ホールディングス及び足利銀行執行役に就任して以降、足利銀行常務執行役、同常務取締役、同専務取締役、当社取締役、2020年6月より当社取締役副社長及び足利銀行取締役頭取を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者となりました。



3

おのとしひこ

小野利彦

1969年3月11日生

再任

所有する当社の株式の数：61,897株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年 4 月	株式会社常陽銀行 入行	2022年 4 月	株式会社常陽銀行 常務執行役員
2012年 2 月	同 経営企画部次長	2022年 6 月	当社 取締役（経営企画担当）（現任）
2016年 6 月	同 経営企画部副部長		株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員
2016年 10月	当社 経営企画部担当部長		
2018年 6 月	同 経営企画部統括部長	2025年 4 月	同 取締役専務執行役員（現任）
	株式会社常陽銀行 経営企画部長		
2020年 6 月	同 執行役員 営業企画部長		
	株式会社足利銀行 取締役（非常勤）		

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役専務執行役員

● 候補者とした理由等

2022年6月より当社取締役及び常陽銀行取締役常務執行役員、2025年4月より常陽銀行取締役専務執行役員を務めているほか、2020年6月から2022年6月まで足利銀行取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。



4

おおつかひろき

大塚浩樹

1967年2月6日生

新任

所有する当社の株式の数：35,434株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4 月	株式会社足利銀行 入行	2019年 6 月	当社 経営管理部統括部長
2010年 6 月	同 総合企画部審議役		株式会社足利銀行 リスク統括部長
2012年 6 月	同 総合企画部担当部長	2020年 6 月	当社 経営企画部部長
2014年 10月	同 桶川支店長		株式会社足利銀行 執行役員 総合企画部長
2016年 4 月	同 宇都宮東支店長 兼駅東口リテールセンター支店長	2022年 4 月	同 常務執行役員
2017年 6 月	当社 経営企画部担当部長	2024年 6 月	同 取締役常務執行役員（現任）
	株式会社足利銀行 総合企画部担当部長		
2018年 11月	当社 経営企画部担当部長 兼広報室副室長		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 取締役常務執行役員

● 候補者とした理由等

2024年6月より足利銀行取締役常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者といたしました。



5

と ば よし つぐ
鳥 羽 吉 嗣

1966年2月18日生

再任

所有する当社の株式の数：98,421株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月	株式会社常陽銀行 入行	2019年6月	株式会社常陽銀行 執行役員 営業企画部長
2008年4月	同 経営企画部次長	2020年6月	同 常務執行役員 県南・鹿行エリア本部長
2010年6月	同 市場金融部次長	2022年4月	同 常務執行役員
2011年6月	同 経営企画部次長	2022年6月	同 取締役常務執行役員（現任）
2013年6月	同 経営企画部副部長	2024年6月	当社 取締役（現任）
2015年6月	同 市場金融部長		
2018年6月	同 執行役員 市場金融部長		

重要な兼職の状況

株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員

● 候補者としての理由等

2022年6月より常陽銀行取締役常務執行役員、2024年6月より当社取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。



6

と づか しょういちろう
戸 塚 正一郎

1960年8月3日生

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数：4,000株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	富士重工業株式会社 (現 株式会社SUBARU) 入社	2013年4月	富士重工業株式会社 執行役員 航空宇宙カンパニー ヴァイス・ プレジデント兼生産計画部長
2004年2月	同 航空宇宙カンパニー 技術開発センターPGM	2015年4月	同 執行役員 航空宇宙カンパニー ヴァイス・ プレジデント
2006年9月	同 航空宇宙カンパニー 航空機設計部長兼PGM	2017年4月	株式会社SUBARU 常務執行役員 航空宇宙カンパニー プレジデント 兼宇都宮製作所長
2010年4月	同 航空宇宙カンパニー 生産計画部長	2024年4月	同 顧問（現任）
2011年4月	同 航空宇宙カンパニー ヴァイス・ プレジデント兼生産計画部長		

重要な兼職の状況

該当なし

● 候補者としての理由及び期待される役割の概要等

大手企業における豊富な勤務経験と上級幹部としての経験と実績を有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、社外取締役候補者いたしました。同氏には、これまでの経験を活かし、当社の経営全般にわたる適切な指導・助言により、監督機能を果たしていただくことを期待しております。



7

しゅ

朱

よし

純

み

美

再任

独立

1969年3月7日生

社外

所有する当社の株式の数：400株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年8月	J Pモルガン証券株式会社 入社	2016年11月	株式会社コアバリューマネジメン ト 代表取締役副社長
2006年6月	同 コンプライアンス部コントロール ールーム統括	2019年6月	当社 社外取締役（現任）
2012年5月	同 マネジングディレクター	2022年3月	株式会社コアバリューマネジメン ト 代表取締役社長（現任）
2012年10月	同 コントロールオーバーサイト 部長	2024年12月	日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役（現任）
2014年1月	同 退職	2025年6月	三菱製紙株式会社 社外取締役 （就任予定）
2014年2月	株式会社コアバリューマネジメン ト 入社		

重要な兼職の状況

株式会社コアバリューマネジメン ト 代表取締役社長
日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役
三菱製紙株式会社 社外取締役（就任予定）

● 候補者とした理由及び期待される役割の概要等

グローバル金融機関での豊富な勤務経験と上級幹部としての経験と実績、また、企業幹部育成に関する幅広い見識を有し、2019年6月より当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き当該職務を適切に遂行いただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。同氏には、これまでの経験と専門的見識を活かし、当社の経営全般にわたる適切な指導・助言により、監督機能を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸塚正一郎氏及び朱純美氏は、社外取締役候補者であります。なお、戸塚正一郎氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしているほか、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
- また、朱純美氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしているほか、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、本議案が承認され、戸塚正一郎氏が社外取締役に就任する場合、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、朱純美氏が社外取締役に就任する場合、現在締結している会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の全取締役及び全執行役員）が負担することになる損害賠償金（判決金額、和解金等）・争訟費用（訴訟費用、和解・調停費用等）の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 社外取締役の独立性基準

当社における「社外取締役の独立性基準」は以下のとおりです。

○当社「社外取締役の独立性基準」

独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての法的要件を満たし、かつ、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社の主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」といいます。）
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
 - ア. 直近の事業年度における連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けている者
 - イ. 当社グループから受ける融資残高が最上位となっている者で、かつ他の調達手段により短期的に代替が困難と判断される場合
- (3) 当社グループの主要な取引先（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
 - ア. 当社グループに対して、直近の事業年度における当社連結業務粗利益の2%以上の支払いを行っている者
 - イ. 当社グループが、その資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等
- (4) 当社グループから、過去3年平均にて年間1,000万円を超える寄付等を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行取締役等
- (5) 当社グループから、役員報酬以外に過去3年平均にて年間1,000万円以上の報酬その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。）
- (6) 過去3年間ににおいて、上記（1）から（5）の条件に該当する者
- (7) 当社グループとの間において社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 本人の配偶者または二親等以内の親族が、上記（1）から（7）の条件に該当する者
- (9) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（8）において考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

（ご参考）【取締役及び執行役員の専門性・経験（スキル・マトリックス）】

氏 名	社外	独立	専門性・経験						
			企業経営／ 経営戦略	経営管理／ 法務	財務／ 会計	営業／ マーケティング	コンサル ティング	市場運用／ 国際業務	I T デジタル／ D X
監査等委員でない取締役	秋野 哲也		●	●	●	●	●		
	清水 和幸		●	●	●	●	●	●	
	小野 利彦		●		●	●	●		●
	大塚 浩樹		●	●	●		●	●	
	鳥羽 吉嗣		●	●	●	●	●	●	
	戸塚 正一郎	○	●		●	●	●	●	
	朱 純美	○		●			●	●	
監査等委員である取締役	竹之内 等		●	●			●		
	田崎 義典		●			●	●		
	吉武 博通	○	●	●	●	●			
	永沢 徹	○	●	●	●		●	●	
	中野 智美	○			●		●		
執行役員	小松 哲（注）		●	●		●	●		●
	山川 浩市		●		●		●		●

（注）小松 哲氏は2025年6月24日の当社取締役会にて選任予定

専門性・経験の詳細

企業経営／経営戦略	企業経営経験の有無、経営戦略立案・実行に関する専門性
経営管理／法務	人事労務・リスクマネジメント等の経営管理、法務に関する専門性
財務／会計	財務、会計に関する専門性
営業／マーケティング	営業企画、マーケティング・新事業開発に関する専門性
コンサルティング	コンサルティング営業、S D G s ・ E S G、環境分野、地方創生、企業再生・支援に関する専門性
市場運用／国際業務	市場運用、国際業務分野に関する専門性
I T デジタル／D X	I T デジタル、D Xに関する専門性

以 上

1 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社常陽銀行（以下、「常陽銀行」といいます。）及び株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」といいます。）をはじめとする連結子会社16社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務等を行い、地域のお客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

金融経済環境

2024年度のわが国経済は、デフレ脱却に向けた政策効果もあり、設備投資や生産、個人消費の持ち直しの動きに加え、企業業績の回復や雇用の改善も進み、一部に足踏みが見られるものの、総じて緩やかな回復が継続しました。一方、慢性的な人手不足による供給制約や物価上昇を背景とした個人消費の縮小懸念、米国の通商政策による各国経済への影響等、先行きへの不透明感が増しました。

当社グループの主要営業地盤である北関東地域においても、生産の一部に弱さが見られるものの、個人消費の改善や雇用回復の動きなど、概ね同様の動きとなりました。

金融市場では、円の対米ドル相場は、日米の金融政策を巡る動向から年度を通じて振れ幅の大きな1年となりましたが、年度末にかけては年度初めと同水準の1ドル150円前後での値動きとなりました。日経平均株価は、デフレ脱却や日本企業の企業価値向上に向けた取り組みの本格化への期待などから、2024年7月に過去最高値を更新した一方で、米国株急落と急激な円高ドル安を背景に歴史的な下落幅を記録するなど一時は激しい値動きとなりました。その後は総じて38,000円近辺での動きとなりましたが、年度末には米国政府の関税政策による景気悪化懸念から下落し、35,617円で取引を終了しました。また、金利は、物価上昇が続く、企業の賃上げの動きも広がっていることなどを背景に、日本銀行による政策金利の引き上げが2度実施されたことに伴い、短期金利は17年振りの水準となる0.5%程度まで上昇しました。長期金利は年度当初0.77%から年度末には1.49%へと上昇し、金利の正常化に向けた動きが進みました。

企業集団の事業の経過及び成果

(経営戦略)

こうした環境のもと、当社グループでは、「長期ビジョン2030」に掲げた「地域とともにあゆむ価値創造グループ」の実現に向け、「第3次グループ中期経営計画」(計画期間：2022年度から2024年度までの3年間)を展開いたしました。当期はその最終年度として、「地域を支えるビジネスモデルの追求」、「持続可能な経営基盤の構築」、「人材の育成・活躍促進」の3つの基本戦略のもと諸施策に取り組みました。

「地域を支えるビジネスモデルの追求」では、法人分野において、子銀行である常陽銀行、足利銀行(以下、常陽銀行と足利銀行をあわせて「両子銀行」といいます。))による安定した資金供給に加え、取引先事業者の脱炭素経営に向けた支援サービスを拡充しました。また、取引先事業者の生産性向上や人手不足への対応に向け、デジタルトランスフォーメーション(DX)を支援するWEBサービスの強化やDX導入支援などに取り組みました。お客さまのサステナビリティ経営の実現に向けた取り組みを支援するサステナブルファイナンスは、2021年度から2030年度までの実行目標額3兆円に対し、2024年度末時点で1兆7千億円(個人のお客さま向けのファイナンスも含みます)を超えました。

個人分野では、個人ローンWEB受付システムの導入や「バンキングアプリ」にお客さま一人ひとりに合わせたアドバイス配信機能を追加するなど、非対面取引におけるお客さまの利便性やサービス品質の向上に取り組みました。資産運用の面では、金融リテラシーの向上に向けた金融教育の推進や投資環境に関するセミナーの開催など、情報提供機会の拡充を通じ、お客さまの資産形成支援に努めました。その結果、当社グループがお客さまに提供している投資信託の合計残高は、2024年4月末時点で1兆円を突破しました。また、円滑な資産承継をサポートする商品・サービスの取扱いを拡充するなど、金融ジェロントロジーの知見も活用し、高齢化社会において地域の皆さまが安心・安全に暮らし続けられる取り組みにも力を入れました。

将来に向けた事業領域の拡大では、地域のカーボンニュートラルに向けたPPA事業(取引先事業者等が自家消費する太陽光発電施設の提供)への進出、広告サービスの取扱いを開始しました。また、従業員参加型のアイデアコンテストの継続開催や事業会社との協業による事業開発に取り組むなど、継続的な調査研究、実証実験に取り組みました。

「持続可能な経営基盤の構築」では、当社グループの「DX戦略ロードマップ」に基づき、店頭における印鑑レス・ペーパーレス化の推進や納税のデジタル化など、お客さまの利便性向上に向けた取り組みを進めるとともに、生成AIを活用した業務効率化にも積極的に取り組みました。

また、お預かりした資金の全額を環境改善に資する事業への融資に充当する定期預金の取扱いや、脱炭素化に向けた地方公共団体との連携を拡大するなど、気候変動リスク対応をはじめ持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長に向けた取り組みを進展させました。

「人材の育成・活躍促進」では、企業価値向上に向けた最大の経営資源は「人材」であるとの考え方のもと、人材の獲得、育成並びに社内環境整備の拡充に取り組みました。採用面では、課題解決に資する高いスキルや専門性を有する人材の確保に向けたキャリア採用の強化に加え、初任給引上げや賃上げなど、多様な背景を持った優秀な人材の確保に向けた施策を展開しました。さらに、専門知識や高度なスキル・ノウハウを習得するためのグループ内外のトレーニー派遣や資格取得を支援する研修メニューの拡充など、従業員一人ひとりの自律的な成長を促す機会の提供にも積極的に取り組みました。

（主要勘定等の動き）

以上のとおり、第3次グループ中期経営計画の諸施策を展開してきた結果、当期における当社グループの連結業績は、経常収益が3,601億63百万円となり、経常費用が2,773億61百万円となりました。

この結果、経常利益は828億1百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、582億28百万円となりました。

当社グループの連結財政状態につきましては、総資産が前年度末比3,777億円減少の21兆4,083億円となり、純資産は前年度末比233億円減少の9,660億円となりました。

主要な科目につきましては、預金は、個人、法人預金が増加したものの、公共預金が減少したことにより、前年度末比994億円減少の17兆5,745億円、貸出金は、公共向け貸出が減少したものの、個人向け、法人向け貸出の増加等により、前年度末比5,448億円増加の13兆2,031億円、有価証券は、相場動向に応じたポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比796億円増加の4兆2,132億円となりました。

主要な子会社である常陽銀行及び足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【常陽銀行】

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金、預け金利息の増加等により前年度比287億13百万円増加し、1,921億99百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や株式等売却損等の増加により前年度比171億79百万円増加し、1,426億53百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比115億34百万円増加し、495億46百万円となり、当期純利益は前年度比88億44百万円増加の352億39百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比326億円減少の13兆827億円、負債が前年度末比114億円減少の12兆4,752億円となりました。また、純資産は、前年度末比211億円減少の6,074億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金は、個人向け、法人向け、公共向け貸出金ともに増加したことにより、前年度末比4,301億円増加の7兆7,330億円となりました。有価証券は、相場動向に応じたポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比318億円減少の2兆6,750億円となりました。預金は、個人、法人預金が増加したものの、公共預金が減少したことにより、前年度末比1,623億円減少の10兆4,571億円となりました。

【足利銀行】

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金、預け金利息、株式等売却益の増加等により前年度比209億39百万円増加し、1,274億48百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や国債等債券売却損、株式等売却損の増加等により前年度比153億15百万円増加し、1,012億94百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比56億23百万円増加し、261億54百万円となり、当期純利益は前年度比44億4百万円増加の186億9百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比3,412億円減少の8兆3,374億円、負債が前年度末比3,386億円減少の7兆9,800億円となりました。また、純資産は、前年度末比26億円減少の3,573億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金は、公共向け貸出金が減少したものの、個人向け及び法人向け貸出金の増加等により、前年度末比1,195億円増加の5兆6,262億円となりました。有価証券は、市況動向を踏まえたポートフォリオの見直しにより、前年度末比1,113億円増加の1兆5,311億円となりました。預金は、公共預金が増加したものの、個人預金や法人預金の増加等により、前年度末比647億円増加の7兆1,505億円となりました。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化などに伴う地域経済の縮小懸念に加え、他業態も含めた競争激化や世界経済の不確実性の高まりが見られる一方で、長期にわたる超低金利政策からの転換が進みつつあることで収益改善への期待も高まっています。

こうした中、当社グループがこれまで取り組んできたコンサルティングサービスの強化、金融サービスにとどまらない課題解決に向けた支援や社会的価値の創出は、いっそうの磨き上げを図ることで、地域社会の持続性を高めると同時に当社グループの収益改善を着実に押し上げていくものと捉えています。

当社グループでは、「長期ビジョン2030」の第2フェーズとして「第4次グループ中期経営計画」（計画期間：2025年度から2027年度までの3年間）を新たにスタートさせ、この期間を「持続的成長に向け、進化を加速する期間」と位置づけました。

本計画では、取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、地域社会と当社グループの双方の持続可能性を高めてまいります。このため、当社グループでは優先して取り組む重要課題（マテリアリティ）を再整理し、①地域産業の成長支援、②安心で豊かな暮らしへの貢献、③脱炭素社会・環境保全への貢献、④お客さまに選ばれ続けるサービスの提供、⑤価値創造を支える経営基盤の強化の5つを新たなマテリアリティとしました。

本年4月からは、これら5つのマテリアリティとその解決に向けた戦略を統合させ、以下の「社会課題解決戦略」、「事業ポートフォリオ戦略」、「経営基盤強靱化戦略」を3つの基本戦略として諸施策を展開してまいります。こうした取り組みを通じ、社会的価値・経済的価値双方の創造による企業価値の向上を図り、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を目指してまいります。

（社会課題解決戦略）

社会課題解決戦略では、マテリアリティである「地域産業の成長支援」、「安心で豊かな暮らしへの貢献」、「脱炭素社会・環境保全への貢献」に紐づく社会課題解決への取り組みを通じ、事業収益の拡大とともにポジティブな社会的インパクトを創出し、持続可能な地域社会の実現への貢献による社会的価値の創造を目指してまいります。

（事業ポートフォリオ戦略）

資本収益性の向上による経済的価値の創造に向け、有形・無形の経営資源を相対的にリスク対リターンの高いセグメントでのリスクテイクや持続可能な地域社会の実現に向けたコンサルティング機能の提供へと戦略的に振り向け、事業成長を目指してまいります。

また、相対的にリスク対リターンの低いセグメントでは、リスク対リターンの向上を重視し、リスクテイクの種類・手法を多様化する中で改善を図っていきます。

（経営基盤強靱化戦略）

社会的価値と経済的価値双方の創造に向け、価値創造を支える経営基盤を強靱化することにより、持続的成長に向けた進化を加速させていきます。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、当社グループ役員一同全力を尽くしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	268,090	329,457	310,068	360,163
経 常 利 益	64,992	46,631	63,042	82,801
親会社株主に帰属する当期純利益	42,958	32,176	43,366	58,228
包 括 利 益	△7,603	△37,554	116,584	9,588
純 資 産 額	959,063	904,779	989,399	966,012
総 資 産	24,125,520	21,387,481	21,786,134	21,408,384

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営 業 収 益	29,340	18,040	35,040	34,071
受 取 配 当 額	27,900	16,600	33,600	32,631
銀行業を営む子会社	27,900	14,600	33,600	31,300
その他の子会社	—	2,000	—	1,331
当 期 純 利 益	27,234	15,975	33,022	32,028
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24円70銭	14円84銭	31円72銭	32円11銭
総 資 産	735,936	731,775	732,871	731,940
銀行業を営む子会社株式等	702,515	702,515	696,945	696,945
その他の子会社株式等	24,754	24,754	30,325	30,325

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
なお、期中の平均発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を使用しております。

3 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業
従 業 員 数	5,466人	362人

(注) 従業員数には、臨時雇員及び嘱託は含みません。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【常陽銀行】

①営業所数

			当 年 度 末	
茨	城	県	145 (	店 うち出張所 27)
福	島	県	10 (	—)
栃	木	県	8 (	1)
千	葉	県	7 (	—)
東	京	都	6 (	—)
そ	の	他 府 県	5 (	—)
合	計		181 (	28)

(注) 上記営業所数は行政上の届出店舗数を記載しており、経営効率の観点から店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しております。なお、店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業所数は129拠点となっております。

上記のほか、当年度末において駐在員事務所を4か所、店舗外現金自動設備を182か所設置しております。また、常陽銀行が幹事金融機関となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を299か所設置しております。

②当年度新設営業所

該当事項はありません。

③常陽銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④常陽銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

【足利銀行】

①営業所数

			当 年 度 末	
栃	木	県	店	うち出張所
			93 (	22)
埼	玉	県	17 (	－)
群	馬	県	14 (	4)
茨	城	県	7 (	1)
東	京	都	2 (	－)
福	島	県	1 (	－)
合		計	134 (	27)

(注) 上記営業所数は行政上の届出店舗数を記載しており、経営効率の観点から店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しております。なお、店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業所数は118拠点となっております。

上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を187か所設置しております。また、足利銀行が幹事金融機関となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を194か所設置しております。

②当年度新設営業所

該当事項はありません。

③足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

□ その他の事業

株式会社めぶきリース	本社（水戸市）、宇都宮営業部、つくば営業部	ほか
めぶき証券株式会社	本社（水戸市）、水戸支店、宇都宮支店、つくば支店	
めぶき信用保証株式会社	本社（宇都宮市）	
常陽信用保証株式会社	本社（宇都宮市）	
株式会社めぶきカード	本社（水戸市）、宇都宮営業部	

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	その他の事業	合 計
設 備 投 資 の 総 額	6,639	694	7,333

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社常陽銀行	ソフトウェア	2,066
	株式会社足利銀行	ソフトウェア	1,444
そ の 他 の 事 業	常陽グリーンエネルギー株式会社	太陽光発電設備	372

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。また、太陽光発電設備には、長期前払費用を含めております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	銀行業務	百万円 85,113	% 100.00	
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	銀行業務	135,000	100.00	
株式会社めぶきリース	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	リース業務	100	100.00	
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	証券業務	3,000	100.00	
めぶき信用保証株式会社	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	信用保証業務	50	100.00	
株式会社めぶきカード	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	クレジットカード業務	100	100.00	
常陽信用保証株式会社	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	信用保証業務	30	(100.00)	
常陽コンピューターサー ビス株式会社	茨城県水戸市西原 二丁目16番25号	ソフトウェア開発業務及 び計算受託業務	47.5	(100.00)	
株式会社常陽産業研究所	茨城県水戸市三の 丸一丁目5番18号	調査、コンサルティング 業務	100	(100.00)	

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
常陽施設管理株式会社	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	不動産賃貸業務	百万円 100	% (100.00)	
株式会社常陽キャピタル パートナーズ	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	投資業務	10	(100.00)	
株式会社あしぎん総合研 究所	栃木県宇都宮市鶴 田一丁目7番5号	調査、コンサルティング、 ソフトウェア開発業務	70	(100.00)	
株式会社ウイング・キャ ピタル・パートナーズ	栃木県宇都宮市鶴 田一丁目7番5号	投資業務	70	(100.00)	
株式会社あしぎんマネー デザイン	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	金融商品仲介業務	50	(100.00)	
常陽グリーンエナジー株 式会社	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	再生可能エネルギー関連 業務	50	(100.00)	
株式会社コレトチ	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	地域商社業務、再生可能 エネルギー関連業務	100	(78.00)	

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率欄の括弧内は、間接議決権比率であります。

7 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当 社 へ の 出 資 状 況	
		持 株 数	議決権比率
株式会社足利銀行	55,000百万円	一千株	—%
株式会社常陽銀行	35,000百万円	一千株	—%

8 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
秋 野 哲 也	取締役社長（代表取締役）	株式会社常陽銀行 取締役頭取（代表取締役）	
清 水 和 幸	取締役副社長（代表取締役）	株式会社足利銀行 取締役頭取（代表取締役）	
鳥 羽 吉 嗣	取締役	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員	
内 藤 善 寛	取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当、グループマネーローンダリング等防止統括責任者（経営管理部）	株式会社足利銀行 取締役専務執行役員	
小 野 利 彦	取締役 経営企画担当（経営企画部）	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員	
大 野 弘 道	取締役（社外取締役）	東京瓦斯株式会社 社外取締役	
朱 純 美	取締役（社外取締役）	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役社長 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役	
竹之内 等	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	めぶぎ証券株式会社 監査役 株式会社めぶぎカード 監査役	
田 崎 義 典	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	株式会社めぶぎリース 監査役 めぶぎ信用保証株式会社 監査役	
吉 武 博 通	取締役（監査等委員） （社外取締役）	学校法人東京家政学院 理事長	
永 沢 徹	取締役（監査等委員） （社外取締役）	永沢総合法律事務所 代表 ランサーズ株式会社 社外監査役 ウエインストヨタ神奈川株式会社 社外取締役	
中 野 智 美	取締役（監査等委員） （社外取締役）	中野智美公認会計士・税理士事務所 代表 日本調剤株式会社 社外取締役（監査等委員） ヘルスケア＆メディカル投資法人 監督役員	財務及び会計に関する相当の知見を有する者であります

- (注) 1. 取締役（監査等委員）竹之内等氏及び田崎義典氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
2. 取締役 大野弘道氏、朱純美氏、古武博通氏、永沢徹氏及び中野智美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、大野弘道氏、朱純美氏、古武博通氏、永沢徹氏及び中野智美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 事業年度末日後の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小 野 利 彦	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員	株式会社常陽銀行 取締役専務執行役員	2025年4月1日
内 藤 善 寛	株式会社足利銀行 取締役専務執行役員	株式会社足利銀行 取締役	2025年4月1日

当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任時の地位及び担当	退任事由	退任日
野 崎 潔	取締役	任期満了	2024年6月26日
村 島 英 嗣	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	任期満了	2024年6月26日
清 水 孝	取締役（監査等委員） （社外取締役）	任期満了	2024年6月26日

(参考)

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当	その他
五来 雄二	執行役員 システム担当（システム統括部）	
山川 浩市	執行役員 事務担当（事務統括部）	

2 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 当該方針の決定の方法及び当該方針の内容の概要

当社は、取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役の報酬等の決定方針を「取締役（監査等委員を除く）」と「取締役（監査等委員）」に区分し、以下のとおり定めております。

〔取締役（監査等委員を除く）〕

- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、報酬と当社グループの業績及び株主利益の連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に運用する。
- ・取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、その報酬等の額の適切性、妥当性に関し、コーポレート・ガバナンス委員会における審議を行い、客観性と透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。

〔取締役（監査等委員）〕

- ・取締役（監査等委員）の報酬等については、監査・監督の職務の正当性を確保する観点から、インセンティブの要素は含まないものとする。
- ・取締役（監査等委員）の個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、取締役（監査等委員）全員の協議により定める。

具体的な報酬体系は次のとおりです。

〔取締役（監査等委員を除く）のうち業務執行取締役〕

(a) 報酬構成

- ・基本報酬である報酬月額、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の3つによって構成されております。
- ・報酬構成割合は、報酬月額86%、賞与7%、譲渡制限付株式7%としております（賞与が標準額支給の場合）。

(b) 各報酬等の内容

- ・報酬月額
基本報酬として、役位別の報酬月額を定めております。

・賞与

役位別の基本額を定め、年度毎の当社連結の目標達成率、並びに当社連結のＲＯＥ（当期純利益÷株主資本）に応じて0～150%の範囲で増減させた金額の総額を上限とし、その範囲内において賞与の支給総額を決定し、各業務執行取締役への配分は、役位別の基本額を基準に、各々の業績への貢献度合いを勘案し決定することとしております。

賞与全体に占める構成割合は、当社連結の目標達成率連動分80%、当社連結のＲＯＥ連動分20%であり、年度実績に応じて、それぞれが0～150%の範囲で増減いたします。

当社の目標達成率を指標としている理由は、年度計画達成に向けたインセンティブを高めるためであり、当事業年度における目標は、経常利益751億円、当期純利益521億円であり、指標毎の達成率を経常利益：当期純利益＝70%：30%の比率で加重平均した達成率は110.7%であります。

当社連結ＲＯＥ（当期純利益÷株主資本）を指標としている理由は、グループの企業価値向上に向けたインセンティブを高めるためであり、第3次グループ中期経営計画（2022年4月1日～2025年3月31日）における当社連結ＲＯＥの目標は5.5%以上、当事業年度における実績は6.6%であります。

・譲渡制限付株式

譲渡制限付株式報酬制度は、当社の取締役（監査等委員）及び取締役（社外取締役）を除く取締役（以下、対象取締役といいます。）が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける制度であり、当社と対象取締役との間では、譲渡制限付株式割当契約を締結しております。2020年6月24日開催の株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、その総額は「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額年額の範囲内で年額20百万円以内、かつ割当株数は年20万株以内（当該決議に係る会社役員の数：5名）とすることを決議しております。また、各対象取締役に支給する金銭債権の額は役位別に定めた固定額としております。

(譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の具体的な内容)

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

2. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合は、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記2に定める任期満了、死亡その他の理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織改編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

〔取締役（監査等委員を除く）のうち社外取締役〕

(a) 報酬構成

・基本報酬である報酬月額のみにより構成されております。

(b) 各報酬等の内容

・基本報酬として、固定の報酬月額を定めております。

〔取締役（監査等委員）〕

(a) 報酬構成

・基本報酬である報酬月額のみにより構成されております。

(b) 各報酬等の内容

・基本報酬として、常勤・非常勤の別による報酬月額を定めております。

② 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役（子銀行の社外取締役を含む）が過半数を占めるとともに、委員長が社外取締役である「コーポレート・ガバナンス委員会」において、上記方針や各規程等との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長（代表取締役）秋野哲也が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は役員賞与に係る個別配分額であり、権限を委任した理由は各々の業績への貢献度合いを全社的に判断し得る立場にあるためであります。

取締役社長（代表取締役）が役員賞与の個別配分額を決定するに当たっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、上記方針等との整合性や妥当性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

□ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	8名	74 (9)	64	5	4
		272 (85)	189	56	26
取締役 (監査等委員)	7名	64 (－)	64	－	－
		64 (－)	64	－	－
計	15名	139 (9)	129	5	4
		337 (85)	254	56	26

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した「取締役（監査等委員を除く）」1名及び「取締役（監査等委員）」2名を含んでおります。
3. 「報酬等」並びに「報酬等の種類別の総額」の下段の金額は、当社役員に対して当社及び連結子会社が支払った報酬等の合計額を記載しております。
4. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額及び当事業年度中の費用計上額を記載しており、下記注5、6とあわせ「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しており、上記注4、下記注6とあわせ「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
6. 基本報酬には、社宅料が含まれており、上記注4、5とあわせ「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
7. 2016年6月28日開催の定時株主総会において定められた「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額は年額200百万円（当該決議に係る会社役員の数：7名）、「取締役（監査等委員）」の報酬限度額は年額80百万円（当該決議に係る会社役員の数：5名）であります。
8. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 野 弘 道	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
朱 純 美	
吉 武 博 通	
永 沢 徹	
中 野 智 美	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

イ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社、常陽銀行、足利銀行の全取締役及び全執行役員

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額会社負担（当社及び両子銀行にて按分）としております。被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金（判決金額、和解金等）・争訟費用（訴訟費用、和解・調停費用等）の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、職務義務違反に起因する損害賠償請求不担保特約条項を付しております。

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

また、当社の社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員と親族関係その他これに準ずる関係にありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大 野 弘 道	5年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに出席しております。	企業経営者としての経験及び幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
朱 純 美	5年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに出席しております。	グローバル金融機関での経験及び企業幹部育成に関する幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
吉 武 博 通	1年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会12回のうち11回に出席しております。	大手企業における上級幹部としての経験、複数の大学における経営者としての経験及び幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
永 沢 徹	8年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会12回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
中 野 智 美	9か月	社外役員就任後に開催された取締役会10回の全てに、また社外役員就任後に開催された監査等委員会10回の全てに出席しております。	財務・会計に関する幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	33 (うち報酬以外の金額 一)	該当ありません

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	3,000,000千株
発行済株式の総数	987,055千株

2 当年度末株主数

61,894名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	138,637千株	14.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	61,783千株	6.25%
日本生命保険相互会社	27,590千株	2.79%
住友生命保険相互会社	21,659千株	2.19%
損害保険ジャパン株式会社	19,261千株	1.95%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	18,303千株	1.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	16,325千株	1.65%
明治安田生命保険相互会社	15,864千株	1.60%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	14,991千株	1.51%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,419千株	1.46%

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4 役員保有株式

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	5 人	普通株式 7,218株
取締役（監査等委員を除く社外取締役）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

（注）表中の株式は、当社が当社取締役に対し、当該事業年度中に職務執行の対価として交付した当社株式を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に 係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 深 田 建太郎 指定有限責任社員 平 木 達 也 指定有限責任社員 畑 中 建 二	19	① 監査等委員会は、当社取締役や関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等は、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 ② 非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の適用に関する助言業務であります。

- （注）
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、151百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、かつ当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保する体制

1 決議の内容の概要

当社は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、内部統制システムの整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を当社グループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業活動の基本方針としての企業倫理、行動基準並びに反社会的勢力との関係を遮断する方針等を定めた「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、役職員に徹底をはかる。
- ②取締役会は、取締役会規程に基づき適正に運営し、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を適切に監督する。
- ③取締役会は、当社グループのコンプライアンスを管理統括する部署を設置し、コンプライアンス態勢の整備・確立をはかるとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する重要な業務執行の決定並びに分析・評価・改善をはからせ、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。
- ④取締役会は、当社グループの役職員が他の役職員による法令等に反する行為、不正な行為又はそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査等委員会又はコンプライアンスの管理統括部署に報告する体制、内部通報制度並びに懲戒にかかる規則等を整備し、法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

- ⑤取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置し、コンプライアンス態勢等を含む内部管理の適切性と有効性を監査させる。

□ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存・管理のために規程を整備し、諸会議の議事録及びその他の文書等として保存及び管理する。
- ②監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書等をいつでも閲覧することができることとする。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理の基本方針及び管理態勢等を定めた「グループリスク管理基本規程」を中心として、リスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク管理の統括部署を設置し、当社グループの損失の危険を適切に管理する。また、自然災害等により当社グループの事業活動等が深刻な損失を被る危機発生時に備えた事業継続体制を整備する。
- ②各種リスクは、可能な限り総合的に把握し管理運営することとし、各種リスク管理の方針・手続き等は業務内容や市場環境の変化を勘案して適時適切に見直しを行うこととする。
- ③取締役会は、当社グループが有するリスクを統括的に管理する責任者として、リスク管理担当役員をおくとともに、リスク管理に関する重要な業務執行の決定並びにリスク管理に関する事項の分析・評価・改善を行う「ALM・リスク管理委員会」を設置し、定期的に又は必要に応じ随時リスクの状況を把握・分析・評価させ、必要な対応を適時適切に指示する態勢を構築するほか、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定する。
- ②取締役会は、当社の組織、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定め、業務の組織的、効率的かつ健全な運営をはかる。

- ③取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び職務内容ごとに決裁権限を明確にした職務権限規程を定め、効率的な業務運営をはかる。
- ④業務執行取締役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において職務執行状況を報告する。

ホ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- ①取締役会は、グループ内会社から当社に対して行う協議・報告事項を含む当社グループの経営管理に関する基本的事項を定め、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ②当社は、グループ内会社の規模、特性及び事業内容等を踏まえつつ、直接又は直接出資会社をしてグループ内会社に対し、所在する各種リスク等に応じた対応規程等の制定などの必要な態勢整備をはかるとともに、当社グループが抱える各リスクの特性を正しく認識・把握し、適切にリスクを管理する。

(子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ③当社は、当社グループの組織的、かつ効率的な事業活動展開のため、グループ内会社の事業内容、規模、当社グループ内におけるそれぞれの役割等を踏まえたうえで、各グループ内会社に対し、当社グループの経営理念、経営方針等を反映した経営計画を立案させ、その執行状況を適切に管理する。

(子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- ④当社は、グループ内会社に対し、直接又は直接出資子会社をしてコンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢並びに当社グループ内取引の適切性確保のための態勢等を整備させ、これを適切に管理する。
- ⑤当社の内部監査部署は、直接又はグループ内会社の内部監査部署と連携して、当社グループ全体の内部監査態勢の把握につとめ、定期的かつ必要に応じて、監査の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

へ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の適切な管理体制を確立するため、態勢整備及び運用等にかかる必要な規則等を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

ト 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会室を設置し、監査業務の補助に足る能力・経験等を有した監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。

チ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとするほか、監査等委員会は当該使用人の人事考課に関し意見を付することができるなどにより、その独立性を確保する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、専ら監査等委員の指示に従って監査等委員会の職務の補助を行うほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該使用人がその職務を遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう、配慮しなければならない。

リ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役会は、監査等委員会が当社グループにかかる重要事項を効率的に、かつ適時適切に把握できるよう、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対して報告すべき事項を定める。
- ②監査等委員は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができる。また、報告を求められた者は、その求めに従い、速やかに報告しなければならない。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

ル 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会又は監査等委員が職務の執行のためにその費用を請求したときは、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を必要に応じ任用する場合又は調査等の事務を委託する場合等に要する費用を含め、監査等委員会又は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

ヲ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査部署は、監査等委員会と連携し内部監査の有効な実施につとめるほか、監査等委員会の意見を聴取のうえ、内部監査計画を策定し、内部監査の結果を監査等委員会に報告する。
- ②代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2 体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保する体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

イ コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスをグループ経営の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンスの実効性を高めるために、取締役会において「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、企業倫理、行動基準、反社会的勢力との関係を遮断する方針を遵守することとしています。

「コンプライアンス委員会」を11回開催（うち1回は書面開催）し、コンプライアンス・プログラム及びマネーロンダリング等防止に関する当社グループの基本方針やコンプライアンスに関する重要な決定を行うとともに、統括部署からグループ内会社のコンプライアンス・プログラムの実践状況及びモニタリング結果、並びにマネーロンダリング等防止実施状況の報告を受け、必要な指示を行っています。

当社グループ各社の役職員が利用可能な内部通報制度を構築し、社内の通報窓口を両子銀行のコンプライアンス統括部署に、社外の通報窓口を弁護士事務所に設置しているほか、当社及び両子銀行の常勤監査等委員を経営幹部から独立した通報窓口としています。

ロ リスク管理体制

当社グループは、取締役会において「グループリスク管理基本規程」を制定し、戦略リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、経営に影響を及ぼす可能性のある全てのリスクを許容できる範囲に制御していく統合的リスク管理を行っています。

「A L M・リスク管理委員会」を12回開催し、グループ内会社のリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえたプロセスの有効性の検証を行うとともに、グループ内会社に対し適時に必要な見直しを指示しています。

危機管理体制については、危機発生時においても人的・物的被害を最小限に留めるとともに重要な業務を継続又は早期復旧できるよう取締役会において「危機管理体制構築に関する基本規程」を制定し、両子銀行を中心として業務継続計画を策定しています。

ハ 取締役の職務執行

取締役会は、迅速な業務執行を進めるため、業務執行上の重要事項を協議・決定する会議体として「経営会議」「ALM・リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」「サステナビリティ委員会」を設置し、法令で許容される範囲において、業務執行権限を委譲しています。

当社における業務を適切・効率的に遂行するため、取締役会において「職務権限規程」を制定し、取締役の権限の範囲を明確にしています。「職務権限規程」では、運用にあたっての職務権限行使の基本原則・決裁ルールを明示しています。

主要な会議体の開催回数は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|----------------|
| ・取締役会 | 12回 |
| ・経営会議 | 18回（うち6回は書面開催） |
| ・サステナビリティ委員会 | 6回 |

ニ 内部監査

業務執行部門から独立した監査部が、業務執行部署・グループ内会社各社に対する監査を実施しています。監査結果については、監査対象部署の長に通知し、また、取締役会及び監査等委員会へ報告しています。

ホ グループ経営管理体制

取締役会は「グループ内会社等管理規程」を制定し、グループ内会社から当社へ協議・報告すべき事項及びその方法を明示しており、グループ内会社から適切に協議又は報告を受けています。

当社のグループ経営方針等は、グループ内会社の経営方針に適切に反映させるとともに、当社が直接出資子会社の経営管理を行い、また直接出資子会社を通じて直接出資子会社以外のグループ内会社等の経営管理を行うことで、グループ経営管理の一体性を確保しています。

へ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、社内取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内取締役2名は常勤の監査等委員としています。全監査等委員と代表取締役をはじめとする社外取締役を含めた各取締役などとの意見交換や、常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員の報告聴取等を通じて監査等委員会の活動の実効性確保に努めています。

また、内部監査部門からグループ内会社を含めた内部監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、年度毎のグループ内部監査計画の策定に監査等委員会の意見反映を行うなどにより、日常的かつ機動的に連携をはかっております。

加えて、直接出資子会社の監査等委員及び監査役との緊密な連携をはかるため、定期的に意見交換等を行っています。会計監査人についても、必要に応じて監査等委員会へ出席させ、監査実施状況等について報告を受け、またリスク認識等について定期的に意見交換を行っています。

社員等が監査等委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定め、全役職員が社内ネットワークにて閲覧可能にしています。

監査等委員会の職務を補助する専担部署として監査等委員会室を設置し、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を配置しています。また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するため、当該使用人についての転出入は監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課に関しては監査等委員会が意見を付すことができること等を定めています。

8 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

会社名	住所	株式の当該事業年度末の 帳簿価額	当社の総資産額
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	426,221	731,940
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号	270,723	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

1 責任限定契約

該当事項はありません。

2 補償契約

該当事項はありません。

11 その他

1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当事業年度（第9期）は中間配当金として1株当たり7円を実施いたしました。また、年間配当金を前事業年度に比べ4円増配の1株当たり16円、うち期末配当金として9円の支払を2025年5月の取締役会で決議いたしました。

なお、次年度以降の利益配分に関する基本方針につきましては、2025年3月開催の取締役会において株主還元に関する基本方針の変更を決議し、公表いたしました。

これまでの方針では「総還元性向40%以上を目安」としておりましたが、株主還元の充実を図るため、「利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加を基本とし、配当性向は2027年度までに40%以上への到達を目指す」ことといたしました。

また、自己株式取得は、市場動向や業績見通し等に加え、成長機会の機動的な捕捉に備えた資本活用も考慮したキャピタル・マネジメントに基づき機動的に対応してまいります。

2 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。



第9期末連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	3,230,771
コールローン及び買入手形	225,831
買入金銭債権	5,360
特定取引資産	6,080
金銭の信託	2,830
有価証券	4,213,214
貸出金	13,203,113
外国為替	10,967
リース債権及びリース投資資産	62,565
その他資産	300,295
有形固定資産	101,325
建物	34,510
土地	51,591
リース資産	10
建設仮勘定	953
その他の有形固定資産	14,259
無形固定資産	12,156
ソフトウェア	8,829
その他の無形固定資産	3,327
退職給付に係る資産	76,987
繰延税金資産	10,655
支払承諾返	19,789
貸倒引当金	△ 73,551
投資損失引当金	△ 8
資産の部合計	21,408,384

科 目	金 額
負債の部	
預金	17,574,529
譲渡性預金	350,586
コールマネー及び売渡手形	27,946
売現先勘定	151,947
債券貸借取引受入担保金	231,521
特定取引負債	3,904
借入金	1,853,218
外国為替	2,112
信託勘定借	3,241
その他負債	209,719
役員賞与引当金	318
役員退職慰労引当金	40
睡眠預金払戻損失引当金	1,608
偶発損失引当金	1,887
ポイント引当金	566
利息返還損失引当金	2
特別法上の引当金	2
繰延税金負債	1,237
再評価に係る繰延税金負債	7,954
負ののれん	237
支払承諾	19,789
負債の部合計	20,442,371
純資産の部	
資本金	117,495
資本剰余金	80,386
利益剰余金	699,665
自己株式	△ 1,598
株主資本合計	895,949
その他有価証券評価差額金	8,507
繰延ヘッジ損益	28,511
土地再評価差額金	11,454
退職給付に係る調整累計額	21,519
その他の包括利益累計額合計	69,993
新株予約権	37
非支配株主持分	32
純資産の部合計	966,012
負債及び純資産の部合計	21,408,384

第9期連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		360,163
資金運用収益	224,459	
貸出金利息	131,244	
有価証券利息配当金	82,150	
コールローン利息及び買入手形利息	948	
預け金利息	9,620	
その他の受入利息	495	
信託報酬	34	
役務取引等収益	64,740	
特定取引収益	456	
その他業務収益	4,224	
その他経常収益	66,248	
償却債権取立益	3,290	
株式等売却益	27,095	
その他の経常収益	35,861	
経常費用		277,361
資金調達費用	63,701	
預金利息	13,790	
譲渡性預金利息	176	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,405	
売現先利息	8,144	
債券貸借取引支払利息	7,471	
借入金利息	2,206	
その他の支払利息	29,507	
役務取引等費用	16,240	
その他業務費用	41,133	
営業経費	109,974	
その他経常費用	46,311	
貸倒引当金繰入額	868	
その他の経常費用	45,443	
経常利益		82,801
特別利益		353
固定資産処分益	353	
特別損失		1,364
固定資産処分損	490	
減損損失	873	
税金等調整前当期純利益		81,790
法人税、住民税及び事業税	21,281	
法人税等調整額	2,280	
法人税等合計		23,561
当期純利益		58,228
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		58,228

第9期末貸借対照表

(2025年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,371	未払金	142
その他	230	未払費用	133
流動資産合計	4,601	未払法人税等	14
固定資産		未払消費税等	17
無形固定資産		役員賞与引当金	5
商標権	7	流動負債合計	313
ソフトウェア	10	固定負債	
無形固定資産合計	18	関係会社長期借入金	90,000
投資その他の資産		その他	39
関係会社株式	727,270	固定負債合計	90,039
繰延税金資産	50	負債合計	90,353
投資その他の資産合計	727,320	純資産の部	
固定資産合計	727,338	株主資本	
		資本金	117,495
		資本剰余金	
		資本準備金	25,276
		その他資本剰余金	382,916
		資本剰余金合計	408,192
		利益剰余金	
		利益準備金	4,097
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	113,361
		利益剰余金合計	117,459
		自己株式	△ 1,598
		株主資本合計	641,549
		新株予約権	37
		純資産合計	641,587
資産合計	731,940	負債純資産合計	731,940

第9期損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	34,071
関係会社受取配当金	32,631
関係会社受入手数料	1,440
営業費用	1,898
販売費及び一般管理費	1,898
営業利益	32,172
営業外収益	18
受取利息	4
その他	14
営業外費用	354
支払利息	337
その他	16
経常利益	31,837
税引前当期純利益	31,837
法人税、住民税及び事業税	△ 174
法人税等調整額	△ 16
法人税等合計	△ 191
当期純利益	32,028

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 8 日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深田 建太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 畑 中 建 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社めぶきフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 8 日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深田 建太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 畑 中 建二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員	竹之内	等
監査等委員	田 崎	義典
監査等委員	吉 武	博通
監査等委員	永 沢	徹
監査等委員	中 野	智美

(注) 監査等委員 吉武博通、永沢徹及び中野智美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

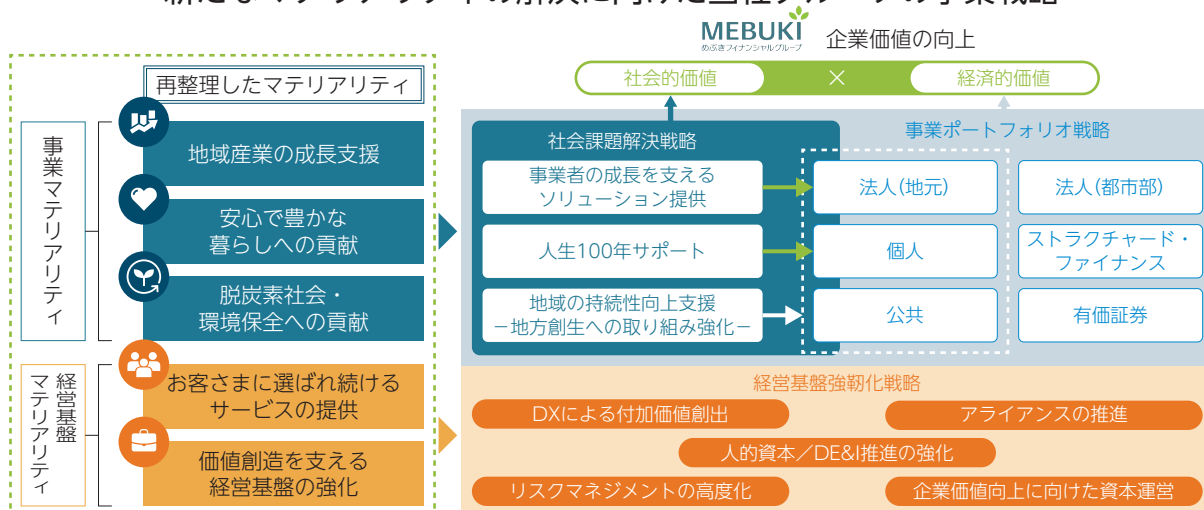
(ご参考) 第4次グループ中期経営計画－全体像・戦略構成

当社グループでは、事業環境分析により認識した社会課題の中から当社グループの事業に関連する課題を抽出しマテリアリティを再整理しました。第4次グループ中期経営計画では再整理したマテリアリティと基本戦略（社会課題解決戦略、事業ポートフォリオ戦略、経営基盤強化戦略）を統合させた取り組みを推進し、社会的価値・経済的価値双方の創造により企業価値の向上に努めてまいります。取り組みの詳細につきましては、当社ホームページ「経営戦略（第4次グループ中期経営計画）」をご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/policy/>



新たなマテリアリティの解決に向けた当社グループの事業戦略



第4次グループ中期経営計画に掲げる経営目標

		2024年度実績	2027年度計画	増減
経営指標 (経済的価値)	連結ROE (純資産ベース)	5.9%	9.0%以上	+3.1%pt
	親会社株主に帰属する 当期純利益	582億円	900億円以上	+318億円
社会的 インパクト指標 (社会的価値)	付加価値額 ¹ (取引先の成長支援に当社グループが 主体的に関与した先の付加価値額)	約2兆円 (2023年度実績)	持続的な増加	

*1 付加価値額は、日銀方式により算出。付加価値額＝経常利益＋人件費＋賃借料＋減価償却費＋金融費用＋租税公課

(ご参考) 第4次グループ中期経営計画－社会的インパクトの創出

当社グループの事業活動が当社グループにどのような結果（アウトプット）をもたらし、ステークホルダーや社会にどのような変化や影響（アウトカム／社会的インパクト）を及ぼすのかを可視化しました。今般、当社グループの経営目標に社会的インパクト指標を掲げ、社会課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

【事業マテリアリティ毎の社会的インパクトの創出】

下記資料では「地域産業の成長支援」マテリアリティについての社会的インパクトを可視化しております。

関連する主な事業活動	アウトプット －活動の直接的な結果－	アウトカム －ステークホルダーへの影響－		社会的インパクト －社会の変化－
		ステークホルダー	影響	
 当社グループが主体的に関与する 地域事業者への伴走支援 地域産業の成長支援	持続的成長に向けた円滑な資金供給	法人のお客さま	収益力・生産性向上、経営基盤強化、事業拡大	地域経済への貢献額（付加価値額）の拡大 ▼ 経営目標 （社会的インパクト指標）として設定
	事業継続力強化に向けた円滑な世代交代支援		雇用維持、事業継続、事業拡大	
	人口減少に伴う慢性的な人手不足への対応支援		事業継続、生産性向上	
	多様化する経営課題の解決に向けた伴走支援・コンサルティング機能の発揮		収益力向上、経営基盤強化、新たなビジネス機会・雇用創出	
	事業継続力強化に向けた経営改善支援		収益力改善、事業継続、雇用維持	

上記以外の事業マテリアリティ「安心で豊かな暮らしへの貢献」、「脱炭素社会・環境保全への貢献」については、当社ホームページ「経営戦略（第4次グループ中期経営計画）」をご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/policy/>



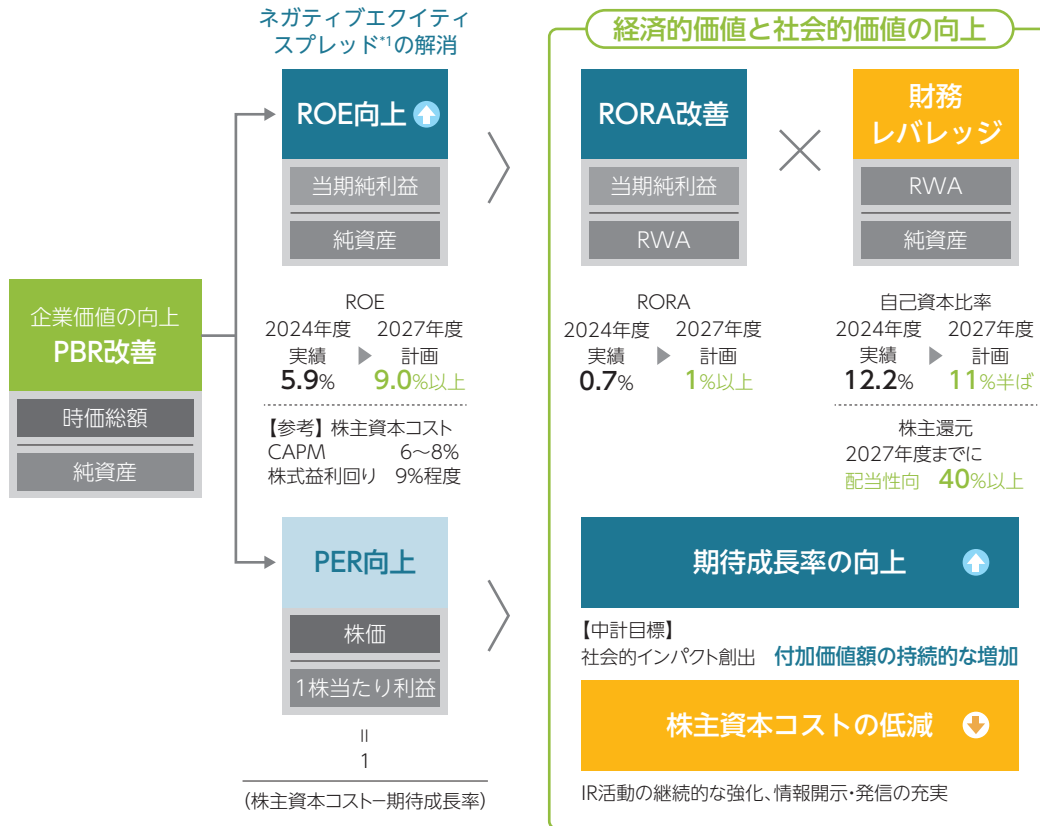
（ご参考）企業価値向上に向けた取組み

当社グループでは、第4次グループ中期経営計画の戦略展開を通じ、経済的価値と社会的価値の向上を図り、ネガティブエクイティスプレッド^{*1}を解消し、PBRの改善を目指します。取組みの詳細につきましては、当社ホームページ「経営戦略（第4次グループ中期経営計画）」をご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/policy/>



企業価値向上に向けた当社グループの戦略



*1 ネガティブエクイティスプレッドとは、ROEが株主資本コスト（6%～8%）を下回る状態を指します。

(ご参考) サステナビリティ長期KPIに対する進捗

(1) サステナブルファイナンス*1

取引先事業者との持続的な成長と地域の環境・社会課題の解決の両立に向けた対話等に基づくご支援を積極的に行った結果、サステナブルファイナンス実行額は順調に増加しております。

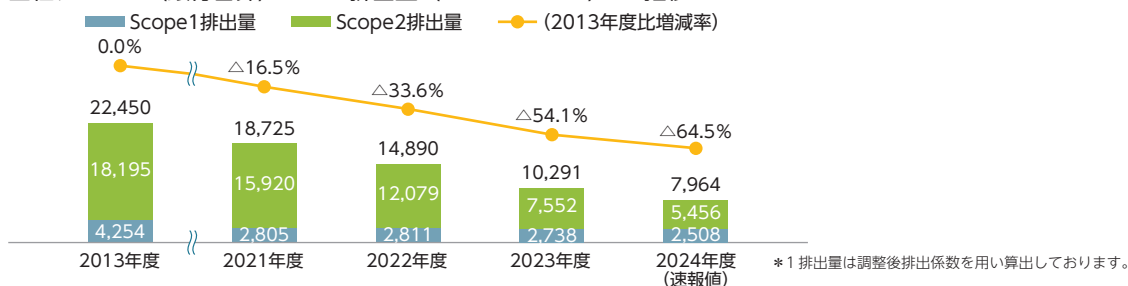
	2030年度迄 目標額	2024年度迄 実績	(参考)	
			2024年3月末対比	進捗率
サステナブルファイナンス	3兆円	1兆7,462億円	+5,888億円	58.2%
うち環境分野	2兆円	1兆2,219億円	+4,650億円	61.0%

*1 関連する外部基準(グリーンローン原則、グリーンボンド原則、及びソーシャルボンド原則など)を参考に、「環境・社会課題の解決を通じて持続可能な社会の実現を目指すお客さまの活動を支援するファイナンス」を対象範囲としております。

(2) CO₂排出量削減

「2030年度のCO₂排出量ネット・ゼロ」の達成に向け、再生可能エネルギー電力の導入店舗の拡大や、再生可能エネルギーの地産地消に向けたメガソーラー開発を決定するなど、脱炭素に向けた省エネ・省資源への取り組みを着実に進めております。

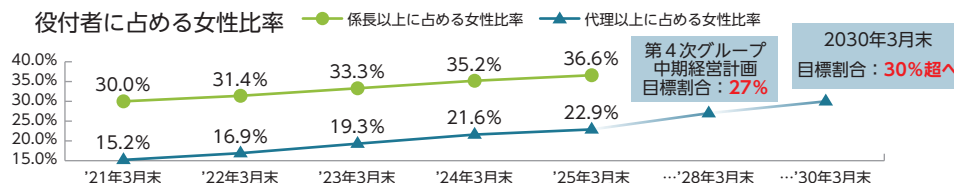
当社グループ(銀行合算)のCO₂排出量(スコープ1、2)*1の推移



(3) 役付者に占める女性比率

意欲と能力のある女性を上位職に積極的に登用した結果、第3次グループ中期経営計画に掲げた「係長以上に占める女性比率」(2025年3月末目標35%以上)は、1年前倒しで達成し、2024年度はさらにその割合が増加しました。

第4次グループ中期経営計画では、「代理以上に占める女性比率」(2028年3月末27%以上)を目標に掲げ、引き続きダイバーシティに取り組んでまいります。



取組みの詳細につきましては、当社ホームページ「サステナビリティへの取り組み」をご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/sustainability/>



（ご参考）株主さまへの還元方針の変更

当社グループでは、2025年度より株主さまへの株主還元方針を見直しました。

これまでの「総還元性向40%以上を目安」とする還元方針を改め、2025年度より「利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加を基本とし、配当性向は2027年度までに40%以上への到達を目指す」といたしました。

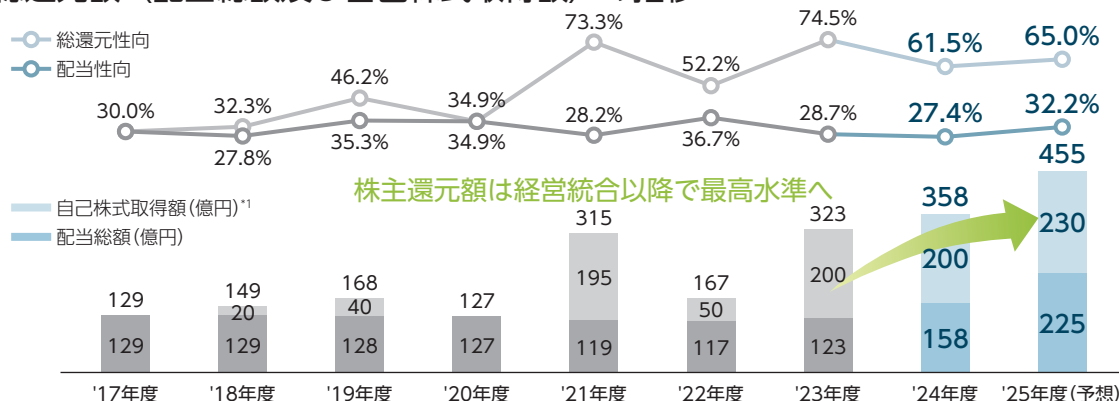
株主還元方針の詳細につきましては、当社ホームページ「配当情報」をご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/stock/dividend.html>



【配当・株主還元実績の推移】

総還元額（配当総額及び自己株式取得額）の推移



2025年4月7日の取締役会にて自己株式230億円（上限）取得を決議。
同日、大手損害保険会社3社が保有する当社株式（約130億円）を取得しました。

*1「億円」未満を四捨五入して表記

1株当たりの配当額・純利益の推移



2024年度は1株当たりの配当額は16円（前年度比+4円）となりました。
2025年度は純利益700億円・1株当たりの配当額24円を予想しております。

（ご参考）政策保有株式の削減に向けた取組み状況

【政策保有株式の残高推移及び削減目標】

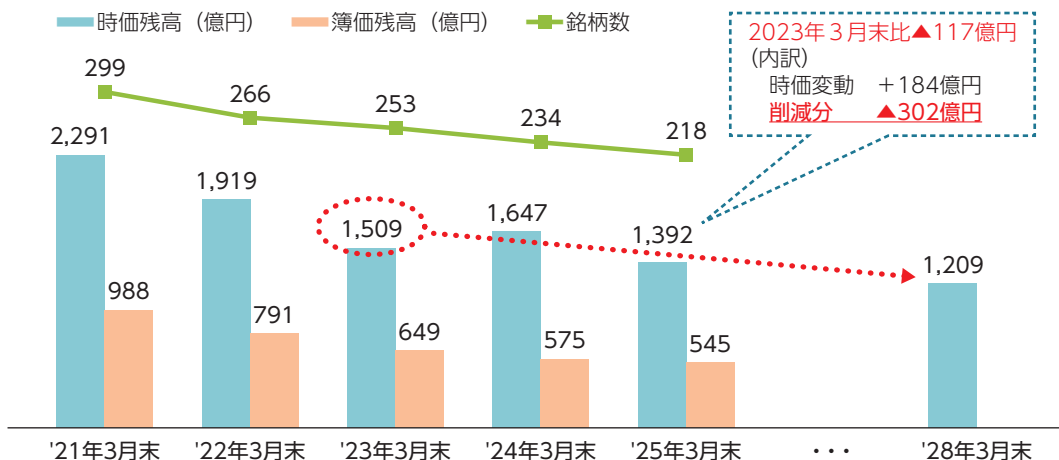
政策保有株式を保有している子銀行では、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、経済合理性等の検証のもと、政策保有株式の削減に取り組んでおります。

当社は、「政策保有株式に関し、2028年3月末までに2023年3月末比で時価300億円を削減する」ことを目標として公表しております（2023年5月公表）。

2025年3月期における政策保有株式^{*1}は、株価上昇により時価が184億円増加した一方、削減目標設定後2年間で35銘柄・時価302億円の削減を進めた結果、2023年3月末比117億円の削減が進んでおります（連結純資産に占める割合は14.4%）。

政策保有株式の削減目標達成に向け、引き続き取引先企業との十分な対話を行いながら、削減に取り組んでまいります。

政策保有株式^{*1}の推移



^{*1} 持株会社及び連結子会社のうち、投資株式の時価額の3分の2を超えて保有している、常陽銀行の政策保有株式（上場・非上場）を対象としております。時価ベースで、みなし保有株式を含んでおります。

【政策保有株式の保有及び議決権に関する基本方針】

政策保有株式の保有及び議決権に関する基本方針につきましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の第7条（政策保有株式の保有及び議決権に関する基本方針）に規定しておりますので、ご参照ください。

<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/governance/report.html>



株主総会会場ご案内図

会場

常陽銀行 本店8階会議室

茨城県水戸市南町二丁目5番5号 電話：029（231）2151（代表）



交通アクセス ●JR水戸駅北口より徒歩約9分

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
※車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております（受付からご案内申し上げます）。